

株式情報

株式のご案内

● 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までといたします。

● 定時株主総会

毎年6月に開催いたします。

● 配当金のお支払

期末配当金 3月31日現在の株主に対しお支払いいたします。
中間配当金 中間配当を行う場合は、9月30日現在の株主に対しお支払いいたします。

なお、配当金のお受け取りには、お近くの当行本支店の預金口座への振込みをご指定いただきますと便利です。

● 基準日

定時株主総会については、毎年3月31日といたします。
その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。

● 株式事務取扱場所

株主名簿管理 人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関

株主名簿管理 人 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部

各種お問合せ

(郵便物送付先) 〒541-8502
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部
(ご照会先) 0120-094-777(通話料無料)
(ホームページアドレス) <http://www.tr.mufig.jp/daikou/>

〈株式に関する各種手続き〉

届出住所・姓名などの変更、配当金の振込先の指定または変更、
単元未満株式の買取請求及び買増請求などについては、口座開設されている証券会社等(証券会社等に口座開設されていない株主さまは、上記の三菱UFJ信託銀行株式会社)へお届ください。

● 公告掲載方法

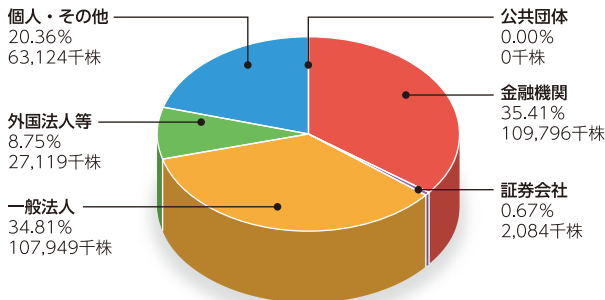
日本経済新聞に掲載いたします。

株式の状況 (平成26年3月31日現在)

● 発行済株式の総数：310,076千株

● 株主数：10,413名

● 所有者別株式数



1単元(1,000株)に満たない株式をご所有の株主さまへ

「単元未満株式の買増請求制度」と「単元未満株式の買取請求制度」のいずれかをご利用いただけます。(「買増請求」「買取請求」に伴う手数料は必要となります。)

● 単元未満株式の買増請求制度とは、1単元(1,000株)に満たない株式を有する株主さまが、当行から1単元に不足している株式を買増し、1単元の株式にできる制度です。

● 単元未満株式の買取請求制度とは、当行が株主さまから、1単元(1,000株)に満たない株式を買取りさせていただく制度です。

● いずれの手続きも、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)においてお受けしております。

証券会社等に口座を開設していない株主さまは、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社においてお受けいたします。

● 「買増請求」「買取請求」につきましては、毎年3月末及び9月末に取次停止期間がございますのでご注意ください。

詳細につきましては、左記の三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。